

介護保険情報誌

みんなの 介護保険



今回は、福祉用具・住宅改修等についてお知らせします。

特集

福祉用具・住宅改修

■ 地域のデータ (H16. 2. 29現在)

総人口	世帯数	65歳以上人口	高齢化率
118,458人	39,667世帯	21,956人	18.5%

鳥栖地区広域市町村圏組合

VOL.4
2004. 5

利用者の自立支援にむけて

介護保険では、居宅サービスの 일환として、福祉用具の貸与、購入や住宅改修のサービスを利用することができます。これらは他の介護保険サービスと同様に、利用者の自立支援を目的としています。

福祉用具を上手に使うこと、あるいは住宅改修によって住宅環境を改善することで、誰かの助けを借りなければできなかった日常生活上のいろいろな行為が自力で可能になったり、たとえ助けを借りるとしてもその度合いを少なくすることができます。

介護保険で利用できる福祉用具のサービス

福祉用具貸与	福祉用具購入
○ 福祉用具貸与 実際の貸与額を月単位で算定し要支援・要介護の支給限度額(7ページの※3参照)の範囲内で利用できます。 ○ 対象福祉用具 (12種目) - 車いす - 車いす付属品 - 特殊寝台 - 特殊寝台付属品 - じょく・遮り用具 ・体位変換器 - 手すり - スロープ - 歩行器 - 歩行補助つえ - 痴呆性老人徘徊感知機器 - 移動用リフト(つり具の部分を除く)	○ 福祉用具購入費の支給 - 実際の購入額に基づき償還払い(※)による1割を利用者が負担します。 - 要支援、要介護にかかわらず支給限度額は年10万円で、同一支給限度額管理期間内(4月1日～翌年3月31日の1年間)は、用途及び機能が著しく異なる場合、並びに破損や要介護状態の変化等の特別な事情がある場合を除き、同一種目につき1回の利用に限られます。 ○ 対象福祉用具 (5種目) - 腰掛便座 - 特殊尿器 - 入浴補助用具(入浴用いす、浴槽用手すり、浴槽内いす、入浴台、浴室内すのこ、浴槽内すのこ) - 簡易浴槽 - 移動用リフトのつり具の部分
◎ 種目区分の考え方 原則は貸与ですが、貸与になじまないものは購入となります。 - 他人が使用したものを再利用することに心理的抵抗感があるもの - 使用により形態・品質が変化し、再利用できないもの	

介護保険で利用できる住宅改修のサービス

住宅改修
○ 住宅改修費の支給 要支援、要介護にかかわらず支給限度額は生涯20万円までです。ただし、要介護度が3段階以上重くなった場合や転居した場合には、再度20万円までの支給限度額が設定されます。利用者は償還払い(※)による1割を負担します。 ○ 対象となる住宅改修 - 手すりの取付け - 段差の解消 - 滑り防止及び移動の円滑化等のための床または通路面の材料変更 - 引き戸等への扉の取替え - 洋式便器等への便器の取替え - その他、上記の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修 - 手すりの取付けのための壁の下地補強 - 浴室の床の段差解消(浴室の床のかさ上げ)に伴う給排水設備工事 - 床材変更のための下地補修や根太の補強または通路面の材料変更のための路盤整備 - 扉の取替えに伴う壁または柱の改修工事 - 便器の取替えに伴う給排水設備工事(水洗化または簡易水洗化にかかるものを除く) - 便器の取替えに伴う床材の変更 ※新築・増築および老朽化に伴う工事については、支給対象になりません。

※ 償還払いとは、かかった費用をいったん全額支払い、申請により後で払い戻し(支給限度額の9割が上限)を受けることをいいます。支給申請方法は、6ページをご覧ください。

福祉用具 及び 住宅改修の区分

玄関

- 貸 福祉用具貸与
- 購 福祉用具購入
- 住 住宅改修
- 外 対象外

外 電灯設置

住 外壁への
手すりの取付け

住 玄関から道路までの
手すりの取付け

住 玄関ドアを
引違い戸に取替え

住 滑りにくいタイルに取替え

貸 移動可能なスロープ

住 玄関から道路までの
スロープ設置

貸 車いす

貸 車いす付属品（クッション又はパッド、電動補助装置）
テーブル、ブレーキ

玄関

階段

廊下

住 開き戸を引き戸に
取替え

住 手すりの取付け

外 足元灯の
取付け

貸 歩行補助つえ

住 敷居撤去

住 滑り止めカーペット取付け

住 滑り止めのための表面加工

貸 歩行器

上り框に踏台設置

住 固定する場合

外 固定しない場合

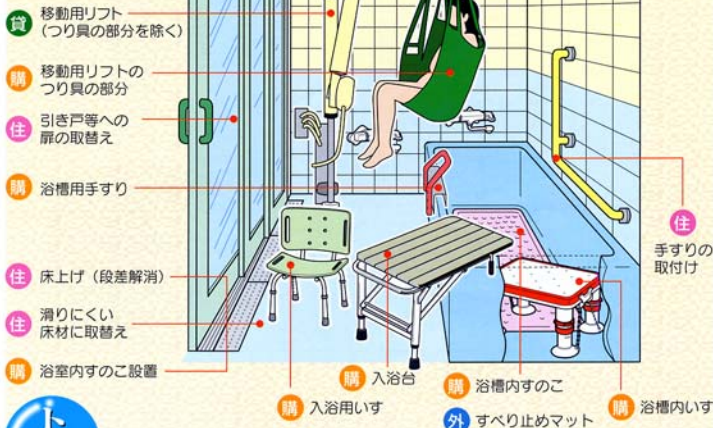
住 床を滑りにくい
床材に取替え

住 玄関土間を滑りにくい
床材に取替え

外 上り框に
腰掛台設置

貸 痴呆性老人
徘徊感知機器

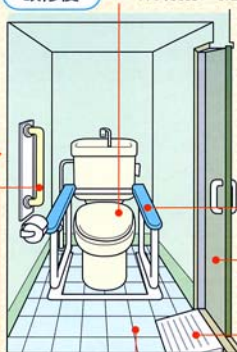
浴室



トイレ

改修前

改修後



和式便器を洋式便器に取替え

腰掛便座



手すりの取付け

住 固定する場合

貸 固定しない場合

住 開き戸から引き戸への変更

スロープの取付け

住 固定する場合

貸 固定しない場合

住 手すりの取付け

住 便器の取替えに伴う床材の変更

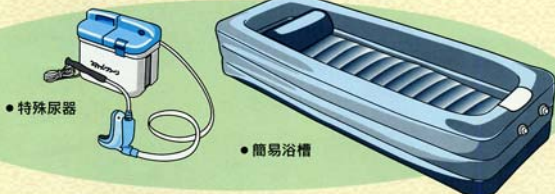
貸



- 特殊寝具
- 特殊寝台付属品
(サイドレール、マットレス、ベッド用すり、テーブル、
スライディングボード・スライディングマット)

● 体位変換器

購



● 特殊尿器

● 簡易浴槽

○ 福祉用具購入費の支給について ○

福祉用具購入費については、購入後にお住まいの市・町の介護保険窓口又は介護保険課へ支給申請書を提出してください。

福祉用具購入費支給申請書の添付書類：領収書（原本）、購入した福祉用具のパンフレット等。

※福祉用具貸与については、訪問介護サービスなどと同様にケアプランに組み込みますので、サービス利用時にかかった費用の1割を負担することになります。

○ 住宅改修費の支給について ○

住宅改修費については、**着工前**にお住まいの市・町の介護保険窓口又は介護保険課へ支給申請書の提出が必要です。介護支援専門員等へご相談ください。また、申請された住宅改修の完成後に完了届を提出してください。

住宅改修費支給申請書の添付書類：住宅改修が必要な理由書、着工前の写真（撮影の日付入り）、見積書、図面等。

完了届の添付書類：施工業者等からの領収書（原本）、完成後の写真（撮影の日付入り）。

※福祉用具購入費及び住宅改修費は、介護保険課で審査後、対象金額（支給限度額内）の9割を金融機関（郵便局を除く）の口座へ振り込みます。振り込みまで2か月程度かかります。

介護保険制度についての再確認 ②

前回、要介護の申請から認定までについて説明しましたので、第2回目は、要介護の認定から介護サービス利用までについてお知らせします。

● 要介護認定から介護サービス利用まで

通知

要介護度や認定の有効期間等を、介護保険課から通知します。

新規認定の場合は、「サービス利用の手引き」を同封していますので、サービス事業所を選ぶ際の参考にしてください。

依頼

居宅サービスの場合

居宅介護支援事業所(※1)へ、ケアプラン(居宅サービス計画)の作成を依頼し、契約を結びます。

施設サービスの場合

入所を希望する施設へ直接申し込みます。
※要支援の方は利用できません。
※サービス費用の1割のほかに食事代や日常生活費などを支払います。

作成

作成を依頼した事業所の介護支援専門員(※2)がケアプランを作成します。

①原案の作成

ケアマネジャーが、利用者・家族の状況や希望をもとにサービス利用の原案を作ります。

②サービスの調整

ケアマネジャーが、サービス提供事業所と連絡・調整を行い、サービス内容の検討を行います。

③ケアプランの作成

ケアマネジャーが、ケアプランを作成し、利用者は、サービス内容を確認し同意をする必要があります。

※ケアプランの作成費用は、全額が保険給付となりますので、利用者負担はありません。

※1 居宅介護支援事業所とは、利用者が居宅サービスを適切に利用できるように、サービス提供事業所との連絡・調整をし、ケアプランの作成等を行う事業所のことです。

※2 介護支援専門員とは、要介護者が自立した日常生活を営むうえで、必要な援助についての専門知識を持っている人のことで、ケアマネジャーともいいます。

※3 支給限度額とは、居宅サービスを利用する場合に介護度に応じて定められている上限額のことです。下表のとおりとなっています。

介護度	支給限度額(1か月)
要支援	61,500円
要介護1	165,800円
要介護2	194,800円
要介護3	267,500円
要介護4	306,000円
要介護5	358,300円

なお、支給限度額の対象となる居宅サービスは、次のとおりです。

訪問・通所系サービス	訪問介護・訪問入浴介護 訪問リハビリテーション 訪問看護・通所介護 通所リハビリテーション 福祉用具貸与
短期入所系サービス	短期入所生活介護 短期入所療養介護

契約

サービス内容について説明を受け、確認のうえサービス提供事業所と契約を結びます。

利用

ケアプランに沿って、サービスを利用します。

※サービス費用の1割が利用者負担となります。ただし、支給限度額(※3)を超えた分は、全額利用者負担となります。

介護サービスは、要介護認定の申請日から利用できますが、非該当となった場合は全額利用者負担となります。

必要以上の介護サービスの利用は、介護保険財政を圧迫し、保険料の上昇にもつながります。適切な介護サービスを利用するようにしましょう。

介護保険料の納め忘れはありませんか？

介護保険では、通常介護サービスにかかる費用の1割をサービス利用時に支払いますが、災害など特別な事情がないのに保険料を滞納すると、滞納した期間に応じて次のような「給付制限」を受けることになります。

滞 納 期 間	給 付 制 限 の 内 容
1 年 以 上	支払方法の変更 介護サービスにかかる費用をいったん全額支払い、申請により後で保険給付分(9割分)の払い戻しを受けることになります。(償還払い)
1年6か月以上	保険給付の一時差止 償還払いとなった保険給付(9割分)の全部または一部を一時差止め、それでもなお保険料が納付されない場合は、差止めた保険給付額を滞納保険料に充当することがあります。
2 年 以 上	保険給付の減額 保険料は2年で時効となって納付できなくなり、時効により消滅した滞納保険料に応じて、介護サービス利用時の自己負担が1割から3割になり、高額介護サービス費の支給も受けられなくなります。この措置は過去10年間の保険料の納付状況により行います。



■ お問い合わせは/ 鳥栖地区広域市町村圏組合 介護保険課

〒841-0037 鳥栖市本町3丁目1494-1
TEL.0942-81-3315 FAX.0942-81-3316

……………又は、お住まいの市・町の介護保険窓口へ……………

市町名	介護保険窓口	電話番号
鳥 栖 市	福祉事務所	0942-85-3554
基 山 町	保健福祉課	0942-92-7934
中 原 町	健康福祉課	0942-94-5485

市町名	介護保険窓口	電話番号
北茂安町	福祉保健課	0942-89-2111
三 根 町	保健福祉課	0942-96-5516
上 峰 町	福 祉 課	0952-52-2181